

早期退職に係る募集実施要項

平成 2 8 年 1 月 5 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行います。

1. 募集の対象

独立行政法人製品評価技術基盤機構に所属するもののうち、職員給与規程（給与一法 A－職員給与）の適用を受ける職員であって、平成 2 8 年 2 月 2 9 日時点で「5 5 歳以上」の者を募集対象とします。（注 1 参照）

2. 募集人数

2 名以内

3. 募集の期間（約 1 か月）

平成 2 8 年 1 月 5 日（火）午前 1 0 時から

平成 2 8 年 1 月 2 9 日（金）午後 5 時まで

都合により募集の期間を延長する場合は、直ちにその旨を周知します。

4. 退職すべき期日

平成 2 8 年 2 月 2 9 日（月）

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあります。

5. 応募の手続き

- （1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の受付担当あてに電子メールにて提出してください。
- （2）認定又は不認定の通知書は、応募者に対し平成 2 8 年 2 月 1 2 日（金）までに交付されます。

不認定になる場合は、（注 2）のとおりです。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出します。

6. 本件に関する問合せ先

企画管理部 人事企画課

(内線) または (内線)

(外線)

7. 申請書の提出先

企画管理部 人事企画課 まで電子メールにて提出してください。

メールアドレス (受付担当)

担当者

※注1. 次の（１）～（４）のいずれかに該当する職員は、応募をすることができません。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成28年2月29日(月)までに定年に達する職員
- (4) 平成28年1月5日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成28年1月5日(火)から平成28年1月29日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

※注2. 応募者が次の（１）～（５）のいずれかに該当する場合には、不認定となります。

- (1) 本実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他
応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが、公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者数が募集人数の2名を超え、「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」(*)による場合

*募集人数（2名以内）を超える場合には、応募者の年齢の若い順（平成28年2月29日時点）により、2名を超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。